

回 覧 令和5年6月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募集〉	1	◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・発信を支援します<2次募集>
	2	◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業者を追加募集します ◆「三股町はたちの成人式」実行委員を募集しています
	3	◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します ◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます
	4	◆令和5年度の自衛官などの募集を行います
〈お知らせ〉	5	◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります
	6	◆「第5弾みまたん応援プレミアム付商品券」事業を行います
	7	◆長田・梶山に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています
	8	◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します
	9	◆大型の家財道具などの運搬・処分を考えている皆さんへ ◆計量器定期検査のお知らせ
	10	◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

●保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)

●子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業

など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。町公式サイト



今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

【分類】	【No.】	【内容】
〈お知らせ〉	11	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	12	◆6月23日(金)~29日(木)は、「男女共同参画週間」です ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	13	◆労働保険のお知らせ ◆令和5年度 全国安全週間
〈保健と福祉〉	14	◆健康診査(個別健診)を実施する医療機関が追加されます
〈保健と福祉〉		◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます
〈農林畜産業関連〉	15	◆7月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ ◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉	16	◆「行政相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています ◆「人権相談」を実施します
	17	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します



◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・
発信を支援します＜2次募集＞

コロナ禍で電力・ガス・食料品などの価格が高騰する中、新しい生活様式に対応した多種多様な需要に応えるため、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発・発信および設備の整備など、ウィズコロナ下でのV字回復へ向けた取り組みを企画している町内事業者などが行う事業に対し経費の一部を支援します。

■補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した返礼品の発送を継続して行うと認められるもの

- ①町内に住所がある個人または町内に本社もしくは店舗、工場などの事業所を設置している個人、団体および法人であること。
 - ②町税などの滞納がないこと。
- ※その他詳しい条件は補助金交付要綱を確認してください。

■補助対象事業

- ①町の地域資源を活用し開発する新返礼品(※)で12月28日(木)までに三股町ふるさと納税の返礼品登録が可能なもの。
 - ②他の補助金などを受けているまたは受ける見込みのある事業の補助対象経費は対象外。
- (※)新返礼品：三股町ふるさと納税推進事業実施要綱で定める特産品などの要件を満たし、新たに開発し登録する返礼品または既返礼品を改良する返礼品。

■補助対象経費

補助対象経費	使途区分および範囲
報償費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る指導費用
旅費	外部専門家、技術指導員などの招へいに係る旅費
需用費 (1)消耗品費 (2)印刷製本費	(1)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な包装、梱包材、材料、機材、道具の購入に要する経費。 (2)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な容器、リーフレット、パンフレットなどの作成および印刷に要する経費。

役務費 (1)通信運搬費 (2)手数料	新返礼品開発もしくは市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な運搬料など
委託料	成分、モニター調査、試作品、商品パッケージなどの加工、試験、分析などに係る費用
使用料および 賃借料	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な資機材、物品などの賃借料
原材料費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な原料または材料
備品購入費	新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な機器資材

■補助率および限度額

補助対象経費(税抜)×補助率(3分の2)＝補助額(限度額50万円)
 ※ただし、応募件数が多い場合は、予算の範囲内で補助額を調整します。
 ※原則、ふるさと納税応援事業者につき1回限りとします。
 ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨て。

■事業の流れ

- 事前相談 = 必ず提出前に担当部署へ事前相談してください。
「ふるさと納税応援事業者」の新規承認申請をする場合は、別途要件を確認します。
- 受付期間 = 7月5日(水) 午後5時まで
- 審査 = 提出された書類を基にヒアリング審査を行います。
- 交付決定 = 7月下旬予定
- 事業実施 = 新返礼品の開発→返礼品登録
※返礼品登録期限 12月28日(木)
- 実績報告期限 = 事業完了後30日以内または
令和6年2月29日(木)のいずれか早い日



※様式や要綱などは、町公式サイトでご確認ください。
 町政情報 > ふるさと納税 > 【2次募集】令和4年度みまたふるさと納税応援事業者育成事業補助金について



町公式サイトは
こちらから

★お問い合わせは、ふるさと納税推進室 ☎:36-6171(直通)

E-mail: furusato@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。

◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」 対象事業者を追加募集します

町は、町民と協力して地域を活性化する「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。
※補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受けることが必要です。

補助対象事業	(1) 駅周辺賑わい再生支援事業 = ① みまたんえき多目的ホールを活用した次の事業 覧覧会、文化・芸術の発表会、講演会・シンポジウム、コンサートほか ② みまたんえき周辺区域で実施する次の事業 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。 (2) みんなで創る地域づくり支援事業 (駅周辺賑わい再生支援事業以外の区域) = 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体 ※町の他事業の補助を受けている団体および他に補助金などの制度がある事業は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりを支援する事業のため、補助期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)です。 ただし、審査会で必要と認められた場合は、最長3年まで延長できます。
補助金額	補助対象事業の(1)の①に掲げる事業は2万円、その他の事業は20万円を限度額とします。 補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。 継続が認められた事業であっても、次年度以降の補助額は減額されます。
募集期間	7月21日(金)まで

予算に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えています。たくさんの応募をお待ちしています。

なお、詳しい内容は、町公式サイトをご覧ください。



町公式サイトは
こちら

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)
☎: 52-1114(直通) お願いします。

◆「三股町はたちの成人式」実行委員を募集しています

令和6年1月5日(金)実施予定の「三股町はたちの成人式」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。
やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

○令和6年「三股町はたちの成人式」実行委員募集内容

■募集人数 = 10人程度

■年齢 = 令和5年4月2日～令和6年4月1日に20歳になる人

■内容 = ①7月から、平日の夜間または土日に数回集まり、企画・運営などについて話し合います。
(会議の日時は実行委員の都合に合わせて)
②参加者の中心となって、当日の運営を行います。

■応募方法 = 7月10日(月)までに、教育課 生涯学習係にお電話ください。



★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎: 52-9311(直通) お願いします。

◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します

■講座内容 = 刃物や砥石の種類や構造など、刃物と砥石に関する基礎知識を学習し、参加者が実際に刃物を研いで切れ味を確認します。

■開催日時 = 全2回予定

回	日にち	時間	内容
1	7月31日(月)	午後6時～9時	刃物や砥石の種類を知り、研ぎ方の基礎知識を学ぼう
2	8月1日(火)	午後6時～8時	実際に包丁を研いで切れ味を確認しよう

※開催日によって開講時間が異なりますのでご注意ください。

※日程は都合により変更することがあります。

■募集人員 = 10人 ※申し込み多数の場合、抽選とすることがあります。

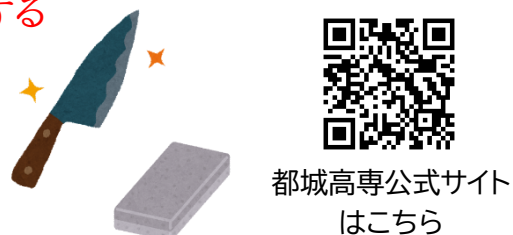
■場所 = 都城高専 専攻科研究棟2階 多目的ホール、実習工場

■申込期間 = 6月15日(木)午前9時～29日(木)必着
(申込開始日以前の申し込みは無効となりますのでご注意ください。)

■講習料 = 無料
※別途、参加料(保険料・材料費など)として1,500円が必要です。

■申し込み手続き = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込めます。電話での申し込みはできません。

※学校の都合により開講を中止または延期する場合があります。



★お申し込み・お問い合わせは、
都城高専 総務課企画係(受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)
☎:47-1306 にお願ひします。
※募集案内と受講申込書は、都城高専公式サイトからダウンロードができます。

◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます

町共同募金委員会では、地域住民の福祉の向上に役立つ事業を行う団体に、助成金を配分しています。

助成金を要望する団体は、次のとおりお申し込みください。

■助成金対象事業 = 地域住民の福祉の向上に役立つ事業で、寄付をいただく町民の協賛が得られる事業。なお、助成金は令和6年度の配分となります。

■応募方法 = 町社会福祉協議会の窓口に来てください(共同募金担当)
※事前に連絡をお願いします。
☎:52-1246

■受付する場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
三股町大字樺山3384番地2
※町文化会館の西側の平屋木造の建物です。

■応募締切 = 8月10日(木) 午後5時 (期限厳守)

■助成の手続き = 要望書提出 → 配分審査委員会 → 決定
→ 令和6年度に助成

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会(共同募金委員会事務局)
☎:52-1246 にお願ひします。



◆令和5年度の自衛官などの募集を行います

自衛隊は、国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わります。近年では、海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますのでご確認ください。



募集項目	自衛官候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	6月30日(金)～9月8日(金)	
試験期日	筆記試験(WEB試験)	9月16日(土)～23日(土・祝)のうち1日
	口述試験、身体検査	9月25日(月)～10月2日(月)のうち1日
試験場所	陸上自衛隊都城駐屯地など	

募集項目	一般曹候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	7月1日(土)～9月5日(火)	
試験期日	1次試験(WEB試験)	9月16日(土)～23日(土・祝)のうち1日
試験場所	都城市総合福祉会館など	

募集項目	航空学生	
応募資格	海	18歳以上23歳未満の人 高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む)
	空	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む)
受付期間	7月1日(土)～9月7日(木)	
試験期日 および場所	1次試験	9月18日(月・祝):宮崎市内の会場

募集項目	防衛大学校学生(一般)	
応募資格	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む)	
受付期間	7月1日(土)～10月18日(水)	
試験期日 および場所	1次試験	10月28日(土):宮崎県内の会場



募集項目	防衛医科大学校医学科学生、看護学科学生		
応募資格	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込み含む)または高専3年次修了者(見込み含む)		
受付期間	医学科学生	7月1日(土)～10月11日(水)	
	看護学科学生	7月1日(土)～10月4日(水)	
試験期日 および場所	1次試験	医学科学生	10月21日(土):宮崎市内の会場
		看護学科学生	10月14日(土):宮崎市内の会場

★お問い合わせは、

自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所(陸上自衛隊都城駐屯地内) ☎:23-3944 にお願ひします。

◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★4月～令和6年3月の国民年金保険料は、月額16,520円です。

		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納付		16,520円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免除	全額免除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査		免除した期間は、 年金額に	2分の1	が反映されます
	4分の3免除 (4分の1納付)	4,130円				8分の5	
	半額免除 (半額納付)	8,260円				4分の3	
	4分の1免除 (4分の3納付)	12,390円				8分の7	
納付猶予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の 所得を審査	年金額に反映されません			
未納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給加入期間に算入されます。

年金額を満額に近づけるためにも、免除などの承認を受けた期間の保険料は10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの =

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書)
 - ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類
(書類の例) 離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など
- ※申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

■申請開始日 = 7月3日(月)

■受付場所 = 町民保健課 国保年金係(町役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 ☎:52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎:(代)23-2571 をお願いします。

◆「第5弾みまたん応援プレミアム付商品券」事業を行います

新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ町内各事業者の売上向上と、消費者の購買意欲の向上を目的とし、町内世帯を対象に「第5弾みまたん応援プレミアム付商品券」を販売します。

■商品券発行総額 =
1億6,900万円(13,000セット分)



■商品券の構成 =

○商品券の種類

- ①全店舗券 大型店と一般店舗の両方で利用できる券
- ②一般店舗券 大型店以外の店舗のみで利用できる券

○商品券の内容

1セットを10,000円で販売

1セットの内訳

全店舗券6,500円分と一般店舗券6,500円分の合計13,000円分
商品券はすべて500円券になります。

■商品券の購入申し込みについて =

○商品券購入申込書配達(世帯主宛に配達します)

6月16日(金)～6月30日(金)

○商品券購入申し込み期限

7月10日(月)まで(返信用封筒で郵送申し込み) ※当日消印有効

○商品券申し込み上限

1世帯2セットまで

■商品券購入引換券の発送 =

7月26日(水)～8月21日(月)に特定記録郵便で配達予定

※不在の場合はポストへ投かんされます。

※8月21日(月)までに届かない場合は、8月24日(木)以降に町役場へお問い合わせください。

■商品券の販売について =

○商品券販売期間

8月1日(火)～10月31日(火)の平日午前9時～午後5時

○商品券販売場所

三股郵便局、蓼池郵便局、宮村郵便局

※郵便局・臨時駐車場以外の近隣駐車場を無断で使用することは、
厳に慎んでください。

○商品券購入時に必要なもの

窓口で購入する人の本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証・マイナンバーカード・旅券(パスポート)・

健康保険証・障害者手帳・住民基本台帳カード・年金手帳

■商品券の使用について =

○商品券の有効期間

9月1日(金)～12月31日(日)

○商品券の販売開始日と商品券の使用開始日

・郵便局での商品券販売開始 8月1日(火)から

・各店舗での商品券使用開始 9月1日(金)から

※8月に購入されても、8月中の使用はできませんのでご注意ください。

○商品券の使用可能店舗

三股町商工会加盟店舗 ※詳しくは町公式サイトをご覧ください。



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口)

☎:52-9085(直通) にお願ひします。



◆長田・梶山に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています

町内には将来、人口減少が心配される小学校区(長田・梶山の各小学校区)があります。町ではこうした過疎地域へ移り住む人に、4種類の「過疎地域定住促進奨励金」を交付しています。詳しい内容・条件などはお問い合わせください。

1. 新築・購入奨励金

■対象 = ①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域以外(町内外を問いません)から過疎地域へ引っ越した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
- ③引っ越してから1年以内に70平方メートル以上の住宅を建築・購入した人

■交付額 =

- ①小学生以下を扶養:80万円 ②「①」以外:40万円
- ※それぞれ3年に分けて交付します。

2. 転入・転居奨励金

■対象 = ①～②の条件を全て満たす人

- ①過疎地域以外(町内外を問いません)から過疎地域に引っ越した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。
- ②小学生以下を扶養している人

■交付額 =

- 小学生以下の扶養人数が、
1人の場合:10万円 2人の場合:15万円 3人以上の場合:20万円
※それぞれ3年に分けて交付します

■注意事項 =

- ・交付を受けるには申請が必要です。
- ・引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。
- ・申請できるようになって(基準日)から、6カ月以内に申請をしてください。
- ・交付にはほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



3. 定住奨励金

■対象 = ①～③の条件を全て満たす人

- ①過疎地域から過疎地域へ転居した人またはもともと過疎地域に住んでいる人で、70平方メートル以上の住宅を新築もしくは購入した人
- ②夫婦の年齢合計が満100歳までの人
- ③小学生以下を扶養している人

■交付額 =

1世帯につき固定資産税額相当額×3年 ※交付上限額30万円(10万円/年)

■注意事項 =

- ・固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

4. 長田小学校区内保育園奨励金

■対象 = 長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者

■交付額 = 乳幼児1人につき 保育園利用者負担額の2分の1
交付上限額:18万円/年(1万5,000円/月)

注意! 4月1日から過疎地域定住促進奨励金の内容が一部変更になりました。

<変更点>

①4月1日から宮村小学校区は、対象外です。

※宮村小学校区は、近年人口増加の傾向にあり、当面複式学級の見込みがなくなったことから、過疎地域定住促進奨励金の対象外とします。

②4月1日から「三股町土砂災害・洪水ハザードマップ」に指定されている土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に建築された家屋は、命に危険を及ぼす土砂災害などが心配されるため対象外とします。

※①②について、令和5年3月31日までに転入・転居した場合は奨励金の対象となります。詳細は、お問い合わせください。

★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)

☎:52-1114(直通) お願いします。

◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します



空き家の放置は、地域の環境衛生と防災・防犯に悪影響を及ぼします。

町では老朽化した危険な空き家を除却し、周辺環境への悪影響を解消するため、「不良空き家等除却推進補助事業」を行います。

ただし、すべての空き家が該当するわけではありませんので、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

■対象となる空き家 =

次のすべてに該当する物件であること。

①町内の延床面積30平方メートル以上の空き家

※居住用を目的として建築され、1年以上使用されていない建築物

②空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に規定する勧告の措置を受けていない特定空家等または不良空き家として判定した建築物で次のいずれかに該当するもの

ア 倒壊する恐れのある建物

イ 屋根や外壁などが落下、飛散に伴い、近隣の建物や人物に危害を与える恐れのある建物

※相談受付後に、職員が調査及び判定を行います。

③法人が所有権を有していないこと。

④所有権以外の権利が設定されていないこと。(抵当権など)

⑤解体工事に着手していないこと。

⑥公共工事による移転、建替えその他の公共事業の補償の対象となっていない住宅

■補助額 =

解体補助額は、除却・廃材処理及び運搬経費を補助対象とします。

①居住誘導区域内に建つ空き家

補助対象経費の2分の1以内、上限50万円

②居住誘導区域外に建つ空き家

補助対象経費の2分の1以内、上限45万円

※空き家所在地を原則として更地にする工事であり、解体事業者に請け負わせるものが対象となります。

■補助対象者 =

次のすべてを満たしている人が対象です。

①不良空き家などの所有者または相続人など

②町税などを滞納していない人

③三股町暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。

④過去にこの解体補助を受けたことがなく、また、補助対象事業について、国・地方公共団体等から同種の他の補助金などを受けていないこと。

■補助の対象とならない費用 =

○消費税分は補助の対象の経費に含みません。

○家財道具の処分費、敷地内の樹木、門扉、塀などの除却費は対象外です。

■注意事項 =

○補助の申請には必ず、事前相談が必要です。

○申請時に既に解体工事に着工している場合や、完了しているものは対象となりません。

○申請額が予算に達した時点で受付を終了します。

○建物所有者が既に死亡されている場合、相続関係を証明するのに必要な戸籍謄本などの書類が必要となります。

○空き家を解体することにより、固定資産税が増額する場合があります。確認したい場合は、税務財政課資産税係へお問い合わせください。

○詳しくは、町公式サイトまたは、都市整備課 建築係へご確認ください。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066(直通) お願いします。

◆大型の家財道具などの運搬・処分を考えている皆さんへ

引越しなどで不要になった家具や家電、空き家になった住居に残された荷物の運搬・処分は、町から許可を受けている次の業者へ依頼することができます。

(無許可業者への委託は、違法となりますのでご注意ください。)

なお、収集運搬料金は、業者によって異なりますので、業者へ直接ご確認をお願いします。

■一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	電話番号	住所
(有)南九州環境	51-2300	三股町大字長田1225番地2
(株)なかいし	52-5111	三股町五本松4番地1
(公社)三股町シルバー 人材センター	52-7150	三股町大字樺山3890番地5
(株)都城北諸地区清掃公社	38-0234	都城市吉尾町2159番地
(株)エコロ	27-5225	都城市都北町7403番地
(株)山崎紙源センター	23-5731	都城市郡元町205番地1
光産業(有)	57-3778	都城市山之口町花木2111番地4



★お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通) をお願いします。

◆計量器定期検査のお知らせ



取引や証明などに使用するはかりは、計量法により、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

本年度は次の日程で検査が実施されますので、はかりを使用している人は必ず検査を受けてください。

なお、計量士による直接検査を受ける人は、定期検査の必要はありません。

■検査日時 = 7月20日(木) 午前10時~午後3時

■検査場所 = 町体育館

■手数料(例) =

名称	能力	手数料
台手動はかり	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
指示はかり (直線目盛以外のもの)	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
光電式はかり	100kg以下のもの	1,400円
	250kg以下のもの	1,800円
	500kg以下のもの	2,200円

※手数料は、機種・能力により異なります。詳細については、お問い合わせください。

★お問い合わせは、
宮崎県計量検定所 ☎ 0985-58-2929
企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口) ☎:52-9085(直通)
をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

1棟

※定数になり次第、締め切ります。



2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

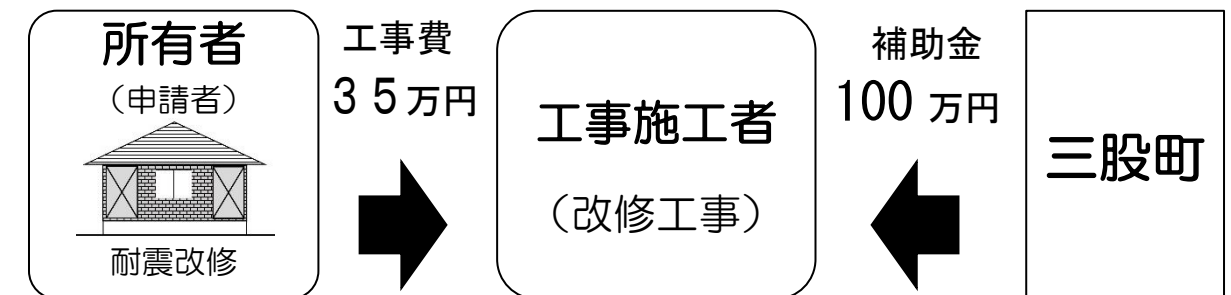
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通) お願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆6月23日(金)～29日(木)は、「男女共同参画週間」です

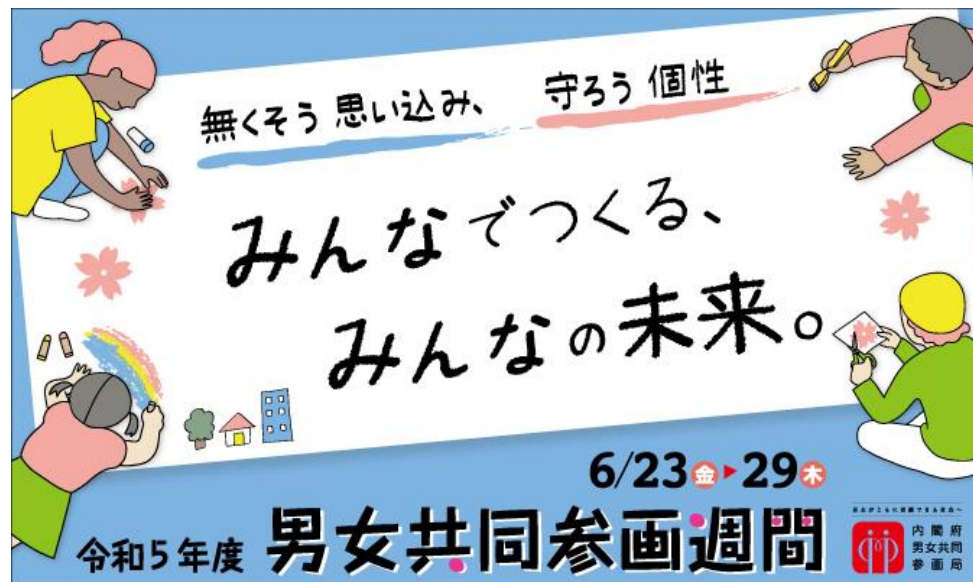
男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」としています。

本年度のキャッチフレーズは公募で決まった次のとおりです。

「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」

男性と女性が、職場や学校、地域や家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人一人の取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



期間中、町役場ロビーでパネル展示などを行います。また町立図書館に、特設コーナーを設置します。

★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年5月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、 検査、部品組み立て、 シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ … 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、[宮崎 内職](#) で [検索](#) してください。

◆労働保険のお知らせ

令和5年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、7月10日(月)までとなっています。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方や申告・納付方法などの詳細は、年度更新申告書に同封しているパンフレットなどで確認することができます。厚生労働省の公式サイトでも見ることができます。

労働保険の手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

労働保険の電子申請手続きは「e-Gov」から行うことができます。労働保険関係手続き(一部手続きを除く)は、GビズIDを利用して手続きすることができます。



年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト



電子申請手続
e-Gov

★お問い合わせは、
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
☎:03-5253-1111
をお願いします。



◆令和5年度 全国安全週間

「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に全国安全週間を展開します。

令和5年度の全国安全週間は、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

をスローガンに、6月1日～6月30日を準備期間として、7月1日～7月7日を本週間として実施します。それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、自主的な安全活動を着実に実行しましょう。



★お問い合わせは、
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課 ☎:0985-38-8835
をお願いします。

保険と福祉(一般)

◆健康診査(個別健診)を実施する医療機関が追加されます

現在、健康診査(健診)の対象者に特定健康診査(国保)・後期高齢者健康診査の受診票などを6月末までに届くよう順次発送しています。

健診は、「個別健診」と「集団健診」のどちらかを選ぶことができます。

「個別健診」を実施する医療機関に追加がありましたので、お知らせします。

医 院 名	電 話 番 号
北原医院	22-4133
都城在宅医療クリニック	58-9808

※実施日時は、各医療機関で異なりますので、必ず事前に各医療機関に確認してください。

健診の詳細は、町公式サイトで確認してください。



町公式サイトはこちら

生活習慣病の予防・重症化を防ぐために、
年に1回は健診を受けましょう。



★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9632(直通)
をお願いします。

保険と福祉(高齢者)

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます

身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害・疾病などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団(寝具)の丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申込受付期間	7月31日(月)まで
サービス実施日	回収日 8月17日(木) 返却日 8月24日(木)
対 象 者	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしの人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・その他、同様の理由が認められる場合

◎対象者の選定は、利用の可否を決定した後に通知します。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。



◆7月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■7月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：7月19日(水) 時 間：午後1時30分～3時 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日： 7月26日(水)
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、
町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通) にお願ひします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

口蹄疫が4年ぶりに韓国で確認されました。新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、人や物の動きが活発になり侵入リスクが高まっています。豚熱は、野生イノシシでの感染が継続的に確認され、九州での発生が懸念されています。

伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

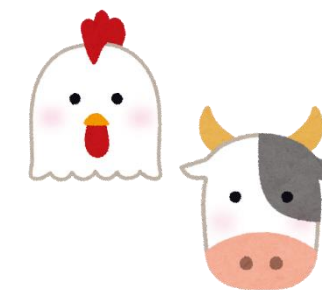
「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) にお願ひします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	7月3日(月)	7月18日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	



※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	7月4日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くろき まさひろ ぼぼ しんご 黒木 正弘 、 馬場 真吾 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 7月28日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> 消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 日程は変更になる場合があります。 相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	7月19日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆防災無線の放送内容が☎や防災ポータルサイトで確認できます！

三 股 町 放 送 内 容 ☎ 0986-51-1417
【 確 認 ダ イ ヤ ル 】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。

・よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。・発令された警報を確認したい。・町外にいて放送を聞き逃した。という方は☎で音声確認、防災ポータルサイト内で文章確認ができます。



三股町防災ポータル
サイトはこちらから

防災無線の内容以外
にも防災情報を発信
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎52-1110 (直通)